

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 3 月 22 日 (月曜日) 午前 10 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報第 2 号 委員長報告
- 日程第 3 議第 19 号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第 20 号 下呂市障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第 21 号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第 22 号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第 23 号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第 24 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 25 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議第 26 号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議第 27 号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 28 号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議第 29 号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議第 30 号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議第 31 号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 32 号 財産の譲与について
- 日程第 17 議第 33 号 財産の譲与について
- 日程第 18 議第 34 号 財産の譲与について
- 日程第 19 議第 35 号 財産の譲与について
- 日程第 20 議第 36 号 令和 3 年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第 21 議第 37 号 令和 3 年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第 22 議第 52 号 市道の路線認定について
- 日程第 23 報第 3 号 委員長報告
- 日程第 24 議第 38 号 令和 3 年度下呂市一般会計予算
- 日程第 25 議第 39 号 令和 3 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 予算
- 日程第 26 議第 40 号 令和 3 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議第 41 号 令和 3 年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 予算
- 日程第 28 議第 42 号 令和 3 年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算
- 日程第 29 議第 43 号 令和 3 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 予算
- 日程第 30 議第 44 号 令和 3 年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第 31 議第 45 号 令和 3 年度下呂市学校給食費特別会計予算

- 日程第32 議第46号 令和3年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第33 議第47号 令和3年度下呂市下水道事業会計予算
- 日程第34 議第48号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第35 議第49号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算
- 日程第36 議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第55号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第23号）
- 日程第39 議第56号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第40 議第57号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第41 議第58号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第42 委員会提出議案第1号 下呂市議会基本条例について
- 日程第43 委員会提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への更なる支援を求める意見書
- 日程第44 報第4号 特別委員会報告
- 日程第45 報第5号 特別委員会報告
- 日程第46 議員派遣について
- 日程第47 閉会中の継続調査申出について
- (追加日程)
- 追加日程第1 報第6号 委員長報告
- 追加日程第2 報第7号 委員長報告

出席議員（14名）

議長	中島達也	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	9番	今井政良
10番	伊藤嚴悟	11番	一木良一
12番	吾郷孝枝	13番	中島新吾

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 山 内 登 副 市 長 田 口 広 宣

教 育 長	細 田 芳 充	総 務 部 長	河 尻 健 吾
市 長 公 室 長	野 村 穰	教 育 部 長	吉 田 修
建 設 部 長	二 村 忠 男	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
環 境 部 長	中 原 則 之	健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行
金 山 病 院 長	加 藤 和 男	農 林 部 長	野 村 直 己
生 活 部 長	藤 澤 友 治	消 防 長	田 口 伸 一
金 山 振 興 長	澤 田 勤 之	萩 原 振 興 長	松 井 克 彦
下 呂 振 興 長	小 畑 一 郎	馬 瀬 振 興 長	見 廣 洋 始
小 坂 振 興 長	倉 田 誠		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 加 藤 鈴 彦 書 記 今 井 満

◎開議の宣告

○議長（中島達也君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番 今井政良君、10番 伊藤厳悟君を指名いたします。

◎報第2号について

○議長（中島達也君）

日程第2、報第2号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、議第19号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について、日程第4、議第20号 下呂市障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について、日程第5、議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第6、議第22号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第7、議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、日程第8、議第24号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第25号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第26号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第27号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第28号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第29号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第30号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第31号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第32号 財産の譲与について、日程第17、議第33号 財産の譲与について、日程第18、議第34号 財産の譲与について、日程第19、議第35号 財産の譲与について、日程第20、議第36号 令和3年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第21、議第37号 令和3年度下呂市下水道事業会計への繰出について、日程第22、議第52号 市道の路線認定について、以上20件を一括議題といたします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

○産業経済常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

産業経済常任委員会委員長報告を行います。

3月11日木曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、副市長、担当部課長の出席の下、令和3年第2回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました6議案について審査を行いました。

審査の結果、6議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第28号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例についてですが、下呂市農林漁業体験施設である下呂市まるかりの里を地元の町内会に無償譲渡するため条例改正をするものですが、執行部からは地元町内会と何度も議論を重ねながら今回の譲渡に至ったとの説明を受けました。また、譲渡については、市からの働きかけではなく地域から上がった声ということで、今後末永く存続していけるように、財政的な支援は難しいものの、地域が頑張っていける環境づくりなど積極的に支援していくことということで、委員からはいかに継続していくかということが大切であり、最悪の場合も想定した行政支援を十分果たされるようにとの意見がありました。

次に、議第29号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例についてでございますが、下呂温泉合掌村を市民に利用していただきやすくするため、令和3年4月1日から下呂市内に住民登録をしている方の入場料を免除するとの改正であります。委員からは、厳しい経営状況の中で入場料の免除に係る収入の影響に鑑み、前売り入場券の販売取扱店の拡大を図ってはどうかとの意見がありました。執行部からは、4月以降に商工会の協力を得て、取扱事業者への協力を働きかけていくとの答弁がありました。

以上で、産業経済常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中島達也君）

続いて、総務教育民生常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

○総務教育民生常任委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和3年3月12日午前9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和3年第2回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第19号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定についてから議第27号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議第31号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから議第35号 財産の譲与についてまでの合わせて14議案について審査いたしました。

審査の結果、14議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について。この議案は、市内の公設老人ホームでありますあさぎりサニーランド並びにかなやまサニーランドの指定管理者として、社会福祉法人下呂福祉会を指定するものでありますが、議案審査の中であさぎりサニーランドについて、飛驒川の浸水想定区域に位置し、平成30年7月豪雨、また令和2年7月豪雨の際、避難行動が取られているが、市は老人福祉施設としての立地の在り方についてどう考えるかとの質問に対し、現施設の場所については安全性という面で大きな課題となっており、今ある場所で浸水があっても利用される方々に危険が及ばない形で建て替える方法や、全くほかの安全な場所を求めて新築する方法など幾つかの考え方がありますが、そういった根本的な対策は今後の検討となりますとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告といたします。

◎議第19号から議第37号まで及び議第52号について（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本20件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

次に、本20件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第19号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第19号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第20号 下呂市障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第20号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第21号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第22号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第24号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第25号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第26号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第27号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第28号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第29号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第30号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第31号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第32号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第33号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第34号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第35号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第36号 令和3年度下呂市水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第37号 令和3年度下呂市下水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第37号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第52号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第52号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第3号について

○議長（中島達也君）

日程第23、報第3号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第24、議第38号 令和3年度下呂市一般会計予算、日程第25、議第39号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第26、議第40号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第27、議第41号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第28、議第42号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第29、議第43号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第30、議第44号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第31、議第45号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第32、議第46号 令和3年度下呂市水道事業会計予算、日程第33、議第47号 令和3年度下呂市下水道事業会計予算、日程第34、議第48号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第35、議第49号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

令和3年2月25日第2回定例会初日において審査を付託されました議第38号 令和3年度下呂市一般会計予算から議第49号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算までの7特別会計予算と4企業会計予算について、3月15日から18日までの4日間にわたり、庁舎第1会議室において議長と委員全員、市長、副市長、教育長をはじめ執行部担当者の出席をいただき、予算特別委員会を開催し、審査をしました。

審査結果は、議第40号、議第42号、議第47号は賛成多数で、あとは全会一致となり、全て可決すべきものと決しました。

令和3年度下呂市予算は、総額で前年度対比2.7%増の389億4,968万5,000円となっており、合併以来2番目の予算規模となっています。

一般会計では237億9,000万で、萩原小学校の校舎の長寿命化、令和2年7月豪雨災害の復旧事業、最終処分場整備などのインフラ整備が大きな要因となっています。

審査の内容を一部紹介させていただきますと、今後の財政運営では、コロナ対策も大切だが第一に経済対策であり、民間事業者への支援も力を入れてほしいが、ふるさと納税も大切な財源と思われるがとの質問に、民間事業者との連携を図りながら、納税アップにつながる取組を進めていきたいとの回答がございました。

活発な質疑が繰り返されたことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

◎議第38号から議第49号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

12番 吾郷孝枝です。

令和3年度後期高齢者医療特別会計予算と介護保険事業勘定特別会計予算、下水道事業会計予算の反対討論を行います。

議第40号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算についてですが、現在、下呂市の後期高齢者医療保険の加入者は7,180人に上り、今後4年から5年間は増え続けていきます。2人暮らしの高齢者世帯であっても、夫婦のどちらかが75歳になると医療保険が別々となり、受ける医療や健康診査の中身も違ってきます。このように、年齢によって高齢者を差別する医療制度そのものに反対の立場から、賛成することはできません。

次に、議第42号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算では、介護を必要とする人が増え続けているにもかかわらず、介護スタッフの人材不足は深刻で、介護サービスが必要とする人に十分に提供できていないのが現状です。利用者やその家族からは、利用したい介護サービスがあっても事業所の定員に空きがないので利用できないことや、利用したいサービスが現在住んでいる地域では利用できないといった声が上がっています。中でも、ショートステイが特に不足していて、次に訪問介護、デイサービスと続きます。デイサービスでは、通所リハビ

リテーションや認知症対応型通所介護が地域の中で不足しているのが予算にも反映しています。

このことから、保険料を払って介護サービスなしの状況が進んでいて、家族介護にしわ寄せがされていると言わざるを得ません。新年度予算の中には、担当部署の努力と工夫の事業が少し盛り込まれていますが、まだまだ市民のニーズに応え切れず、サービス提供の受皿も地域格差が残ったままです。

また、施設で働く人の処遇改善、職場環境改善について、市としてもっと積極的な提案を予算化する必要があるのではなかったでしょうか。高齢化が進み、介護サービスの充実が求められているとき、将来の介護問題を打開する方向が不十分であることから、賛成することはできません。

議第47号 令和3年度下呂市下水道事業会計予算では、岐環協との事業委託の在り方の見直しが必要であるとの立場から賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（中島達也君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島です。

新年度の一般会計予算について討論に参加します。

新年度予算総額が237億9,000万円で、前年度に比べて13億8,000万円の増額です。これは、新最終処分場整備、萩原小学校の長寿化改築、道路の改修などの大型建設事業の取組のためです。また、昨年の災害復旧費の繰越分5億7,000万円が債務負担として新年度に引き継がれています。

今年度、新型コロナウイルス感染症のために、市民の暮らしと経営は過去に例のない大きな打撃を受けています。7月には記録的な豪雨による災害が発生し、経済の動脈である41号線の通行止めなど、深刻な打撃となりました。そうした中で、新年度予算は住民税や固定資産税が減額という状況です。でも、国の地方財政計画において、地方交付税で1億2,000万、地方特例交付金2億4,800万が増額され、その減額分は補填されています。また、地方の財源確保のために、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債が増額されています。

一方、終息のめどが立っていない新型コロナウイルス感染症の感染対策とワクチン接種の財源は、感染症対策地方創生臨時交付金と国庫支出金をベースに補正予算が組まれます。私たちは、コロナ禍での厳しい財政危機を乗り越えるには、感染防止と社会的弱者支援を優先し、社会福祉施策の維持、地元中小業者や農林業を中心とした地域内経済循環の確立を目指すことと、近年連続する災害の体験から教訓を学び、市民の命と暮らしを守る安心・安全なまちづくりが優先した予算であるかどうかを判断の物差しとしました。

その立場から、新年度予算は今まで市が展開してきた行政改革推進と職員の削減、組織のスリム化、経済効率優先の施策を一旦止めて、例えば振興事務所に課長職の副所長を配置しました。

高齢者の暮らしに対する各種のサービスにおいては、ケアマネジャーや施設職員などの人材不足が深刻であり、地域での支援の仕組みづくりの必要性という大きな課題への解決方法は示されていませんが、従来からのサービス内容が原則維持され、一定の改善もされています。

市民を励まし、若者が残ってくれるまちづくりのために、子育てをしっかりと積極的に応援することでは保育や学童クラブ、学校給食費などについて保護者の経済負担軽減や、学校教育環境の充実の点で大きな前進はありませんが、基本的な取組が低下されることなく、乳幼児用のおむつ処理のためのごみ袋の支給や乳幼児一時預かりの拡大など、展開もありました。

経営の承継が困難になっている中小零細事業者、農業生産現場での経営支援の拡充についても従来の取組の継続が主ですが、市内の各商工会や業者との連携の強化が一定図られ、森林整備における取組の拡充などの前進があります。地域での循環型の経済を元気にすることが持続するまちづくりの基本に据えられていくべきです。

災害に対応した行政の危機管理体制と市民と共に安心・安全なまちづくりは、従来の取組の展開にとどまっていますが、近年連続する豪雨災害や阿寺断層帯の危険性などから確実な拡充が強められなくてはなりません。

市民の暮らしと経営に寄り添うべき市行政が、行政改革の一方向的な推進で住民サービスの低下になってはなりません。とりわけ国が急激に展開しようとする行政のデジタル化推進は、個人情報保護をないがしろにする危険性が高く、しっかりと内容を検証、吟味しなければいけないことを重ねて強く指摘します。

合掌村における元職員による不正事件の性質と内容については、意図して実行された犯罪です。なぜ市民を裏切りこのような行動に走ったのか、事件の全容と本当の原因を解明し、二度とこのような事件が起こらない対策を議論し提起していくことが、私たち議会にも市にも職員にも求められています。その対策の重要なポイントは、職員が下呂市の住民に奉仕する仕事に喜びを実感できる職場をつくることにあると考えます。

新年度予算は、職員が新型コロナ感染症と豪雨災害という二重の打撃の状況で、市民の声を受け止めて寄り添う姿勢とその取組が示されたものと思います。職員が住民サービスの担い手であり、地域で市民と切り結び、地域のために働くという姿勢を示されたと考えます。従来の予算を基本的に維持した予算ですが、市長がこれから職員の意欲が活かされる職場づくりを進めると同時に、こちらから市民のほうに向いていくのが基本という発言もあります。私たちは、新年度予算に反対するのではなく、今後の市政の取組に注目し、その展開をチェックしていく立場で討論とさせていただきます。

○議長（中島達也君）

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第38号 令和3年度下呂市一般会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第38号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第39号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第39号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第40号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第40号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第41号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第41号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第42号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第42号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第43号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第43号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第44号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第44号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第45号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第45号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第46号 令和3年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第46号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第47号 令和3年度下呂市下水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第47号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第48号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第48号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第49号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第49号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第53号及び議第54号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第36、議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

議第53号及び議第54号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

議案書の1ページをお開きください。

議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年3月22日提出。

提案理由でございます。介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布並びに第8期介護保険事業計画の策定に伴う保険料を規定する期間の更新に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきますので、4ページをお開きください。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要、(1)国の政令及び省令の改正に基づき、介護保険料を算定する段階（第7・8・9段階）の境目を変更し、合計所得金額の規定を改正します。また、介護保険料を定める期間を第7期介護保険事業計画の期間（平成30から32年度）から第8期介護保険事業計画の期間（令和3から令和5年度）に更新します。第2条関係でございます。

(2)この条例は令和3年4月1日から施行します。令和2年度以前の保険料については、従前の規定のとおり扱います。附則関係でございます。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年3月22日提出。

提案理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準に沿って定められた条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきますので、96ページをお開きください。

下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要、(1)条例に定める各介護サービス事業における基準について、以下のこと等について整備します。

- ①感染症対策の強化として委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務づけること。
- ②感染症や災害発生時に備えた業務継続計画の策定とそれに沿った研修及び訓練の実施を義務づけること。
- ③職場内でのハラスメント防止対策を実施すること。
- ④基準上実施が義務づけられている会議、委員会等へのテレビ電話等の活用を認めること。
- ⑤利用者への説明、同意等を要する書面及び介護サービス事業における諸記録の保存、交付等について電磁的対応を認めること。
- ⑥高齢者虐待防止の一層の推進のため、虐待防止・再発防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及びこれらを適正に実施するための担当者を定めることを義務づけること。

第1条、第2条、第3条、第4条関係でございます。

(2)この条例は令和3年4月1日から施行します。附則第1条関係でございます。

(3)経過措置として、以下のことについて規定します。

令和6年3月31日まで義務規定の経過措置として、努力規定とするもの。

- ①虐待の防止に係る措置。
- ②業務継続計画の策定に係る措置。

97ページをお願いいたします。

③感染症対策としての措置。

④従業者が認知症に係る基礎的研修受講の機会を得られるようにする措置。

⑤地域密着型介護老人福祉施設における栄養管理、口腔衛生管理並びに事故発生の防止及び発生時の訓練に係る措置。

当分の間努力規定とするもの。

地域密着型介護老人福祉施設におけるユニット（共同生活の一团となる単位）の定員による職員配置の要件は、配置の実態を勘案して行うよう努める。

条例施行後も従前の例によるもの。

地域密着型介護老人福祉施設における居室等の壁面仕切りの要件については、現存するものについては従前の要件を満たせばよいものとする。

附則第2条から第11条関係でございます。

以上でございます。2議案の御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第53号及び議第54号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第55号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第38、議第55号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第23号）を議題といたします。

議第55号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第55号の補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正では、継続実施中のコロナ対策に関する直近の実施状況に沿った歳入歳出の調整、激甚災害指定に伴い補助金がかさ上げされることによる歳入の調整など、一般会計補正予算（第22号）には反映できなかった案件について、今議会会期中に補正計上し、予算の見える化を図るものでございます。

コロナ対策に関しては、コロナ支援策に係る時短要請協力金負担金の増額や、各種対策の実績を踏まえた予算の減額、さらに地方創生臨時交付金の確実な活用による財源調整を、災害復旧事

業に関しては、主に激甚法の適用により、かさ上げとなった国庫支出金の増額を確実に予算化し、将来負担となる市債発行を少しでも抑制できるようにするための財源更正を、公の施設に関しては、譲渡民営化に向けた指定管理継続に係る財政支援をそれぞれ計上しております。

詳細につきましては、総務部長が説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第55号について、詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の99ページをお開きください。

議第55号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第23号）の詳細説明を申し上げます。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第23号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ756万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億501万7,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加、変更で、第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は、地方債の変更で、第3表 地方債補正によるものでございます。令和3年3月22日提出。

100ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

16款国庫支出金5,187万4,000円の増額は、令和2年度内の新型コロナウイルスワクチン接種対象者が医療従事者のみとなったことにより、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が1,265万1,000円減額となる一方、令和2年7月豪雨が激甚災害の適用を受けたことに伴い、補助金がかさ上げとなった公共土木施設災害復旧費負担金の増額3,799万2,000円と新型コロナ地方創生臨時交付金の追加交付による増額904万円、都市再生整備事業に係る社会資本整備総合交付金の追加交付による増額471万7,000円などが主な要因でございます。

17款県支出金2億5,866万1,000円の減額は、農業施設等災害復旧費補助金の補助金交付年度が令和3年度となったことによる減額2億4,407万円が主な要因でございます。

なお、この減額に伴い、一時的に一般財源で賄わなければなりません。令和3年度事業完了に伴い、補助金交付されることで解消されます。

19款寄附金32万円の増額は、コロナ対策として御寄附を頂きました2件の寄附金で、今回の補正で予防対策事業に充当しております。

20款繰入金2億2,000万円の増額は、財政調整基金の繰入額で、先ほどの農業施設等災害復旧費県補助金の減額に伴い、財源調整分として繰り入れるものでございます。

23款市債2,110万円の減額は、林業施設災害復旧事業に係る測量設計費が起債の対象となったことによる増額1,010万円を除き、激甚災害指定により、国庫支出金がかさ上げされ、公共土木

災害復旧費2,310万円などが減額されることが主な要因でございます。

101ページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費270万円の増額は、譲渡民営化に向けた指定管理継続に伴う道の温泉駅かれんの令和元年度経営損失に対する財政支援分でございます。このほか、予算の増減はございませんが、コロナ対策として実施してきた事業について、実績に応じた新型コロナ地方創生臨時交付金の充実に係る調整をしております。

4款衛生費909万8,000円の減額は、令和2年度内の新型コロナウイルスワクチン接種対象者が医療従事者のみとなったことによる集団接種費用の減額でございます。

7款商工費は、629万6,000円の増額でございます。1項商工費は1,361万9,000円の増額で、時短要請協力に伴う第4弾分及び第3弾増加分に係る県負担金の増額1,755万6,000円が主なもので、このほかコロナ対策として実施してきたコロナ対策事業追加支援補助金、事業者運営支援事業補助金については実績に応じた減額を、その他の事業については、予算の増減はございませんが、実績に応じた新型コロナ地方創生臨時交付金の充実に係る調整をしております。

2項観光費は732万3,000円の減額で、宿泊促進事業や街歩き推進事業が県補助事業の採択となったことによるものでございます。このほか予算の増減はございませんが、コロナ対策として実施してきた事業について、実績に応じた新型コロナ地方創生臨時交付金の充実に係る調整をしております。

3款民生費、6款農林水産業費、8款土木費、9款消防費、10款教育費については予算の増減はありませんが、新型コロナ地方創生臨時交付金の実績に応じた充当など、財源調整をしております。

102ページをお願いします。

11款災害復旧費についても予算の増減はありませんが、激甚災害の適用に伴い、かさ上げとなった国庫支出金の増減により、財源更正をしております。

14款予備費は、歳入歳出の財源調整として746万5,000円を増額するものでございます。

103ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

2款総務費の事業名、財産管理諸経費臨時（庁舎デジタル案内板購入）55万9,000円は、第22号補正で予算化をさせていただき、事業を進めておりましたが、商品が品薄の状況で、年度内の納入が不可能であることが判明したため、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

7款商工費の事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業（雇用維持・事業継続）3,295万6,000円は、先ほどの歳出7款商工費、1項商工費で御説明させていただきました時短要請協力に伴う第4弾分及び第3弾増加分に係る県負担金の増額分について繰越明許費の金額の増減変更をお願いするものでございます。

104ページをお願いします。

第3表 地方債補正でございます。

土木債は、都市再生整備事業に係る社会資本整備総合交付金の追加交付により、公共事業債を430万円減額するものでございます。災害復旧債は、林業施設等災害復旧事業に係る測量設計費が起債対象となったことにより、1,000万円増額となりますが、その他は激甚災害指定により、国庫支出金がかさ上げされることに伴い、2,680万円の減額でございます。

120ページをお願いします。

地方債の調書でございます。表の右下が令和2年度末の残高見込額で216億4,853万1,000円となる見込みでございます。

以上で令和2年度下呂市一般会計補正予算（第23号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第55号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第55号については予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第56号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第39、議第56号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計への繰出についてを議題といたします。

議第56号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

議案書の121ページをお願いいたします。

議第56号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和3年度下呂市一般会計は次のとおり、令和3年度下呂市立金山病院事業会計へ繰り出すものとする。繰出額166万5,000円。令和3年3月22日提出。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の発生を防止するために、金山病院が実施するPCR検査機器の配備、発熱外来用診察室の延長設置に係る経費に対し、繰

り出すことについて議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第56号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、総務部長から発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

失礼します。

先ほど、議第55号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第23号）の説明の中で、102ページの14款予備費につきまして、746万5,000円の増額と説明いたしましたけれども、減額の誤りでございます。訂正しておわびいたします。

◎議第57号及び議第58号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第40、議第57号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第1号）、日程第41、議第58号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

議第57号及び議第58号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第57号、58号の補正予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたものの、依然として終息が見通せない中、市の3つの実施方針に沿った継続的な対策を講ずる必要があり、切れ目のない対応に向け、令和3年度当初から第4次総合対策を実施するための補正予算で、1つ目がワクチン接種を直ちに実施するための経費、2つ目がPCR検査機器や小・中学校の感染防止機材などの導入による市民の安心・安全を確保するための経費、3つ目が新型コロナウイルス感染症第3波の影響を受けている事業者の方々への事業継続のための支援などがその主な内容でございます。

また、財源は、ワクチン接種に係る国庫支出金、第4次分地方創生臨時交付金を充当することとしております。

詳細につきましては、各担当部長が説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第57号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の123ページをお願いいたします。

議第57号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を申し上げます。

令和3年度下呂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,931万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億2,931万円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和3年3月22日提出。

124ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段は歳入でございます。

15款国庫支出金3億3,931万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種実施のための国庫負担金1億2,687万5,000円、接種体制確保のための国庫補助金5,420万7,000円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,822万8,000円でございます。

下段は歳出でございます。

4款衛生費1億8,274万7,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種経費及び事務経費で1億8,108万2,000円及び金山病院へのPCR検査機器配備及び発熱外来用仮設診療室の設置延長に係る基準外繰出金166万5,000円でございます。

7款商工費は1億3,040万円の増額でございます。

1項商工費では、コロナ感染症により大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援するための事業者一時支援金給付事業1億2,000万円、2項観光費では、市内の観光体験メニューを支援する街歩き推進事業への負担金1,040万円でございます。

10款教育費は2,580万円の増額で、小・中学校の感染予防対策として設置する非接触型赤外線体温計30台、空気清浄機170台に係る購入経費でございます。

131ページをお願いします。

一般職の給与費明細書でございます。

上段の表、総括の比較欄を御覧ください。職員手当604万2,000円の増額は、ワクチン接種に係る職員時間外手当でございます。

133ページをお願いします。

会計年度任用職員の給与費明細でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。職員数の括弧内の4名の増及び報酬369万8,000円の増額は、ワクチン接種業務に係る支援補助員に係るものでございます。

以上で、令和3年度下呂市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第58号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、議案書の135ページをお願いいたします。

議第58号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、令和3年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入では、第1款病院事業収益のうち、第2項医業外収益を47万7,000円増額して3億1,384万9,000円といたします。

支出では、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を47万7,000円増額して15億1,497万9,000円といたします。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,737万5,000円は、損益勘定留保資金で補填をいたします。

収入では、第1款資本的収入のうち、第3項繰入金を118万8,000円増額し、393万8,000円といたします。

支出では、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費を118万8,000円増額し、2,433万6,000円といたします。令和3年3月22日提出。

136ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、2項医業外収益、4目負担金交付金を47万7,000円増額いたします。増額は、発熱外来用診察室（仮設棟）の設置延長に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、下段の支出でございます。

1項医業費用、3目経費を47万7,000円増額いたします。増額は発熱外来用診察室の仮設棟の設置延長に伴う賃借料の計上でございます。

137ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、3項繰入金、1目他会計繰出金を118万8,000円増額いたします。増額は、PCR検査機器購入に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、下段の支出につきましては、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費を118万8,000円増額いたします。増額は、PCR検査を実施するため検査機器2台を購入するものでございます。

138ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表等でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第57号及び議第58号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第57号及び議第58号については、予算特別委員会に付託することにいたしました。

休憩します。

午前11時13分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付をいたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました追加日程第1、報第6号 委員長報告及び追加日程第2、報第7号 委員長報告を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、報第6号 委員長報告及び追加日程第2、報第7号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第6号について

○議長（中島達也君）

追加日程第1、報第6号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第36、議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第39、議第56号

令和3年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上3件を一括議題といたします。

審査結果について委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

○総務教育民生常任委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和3年3月22日午前11時25分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和3年第2回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について及び議第56号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計への繰出についてまでの3議案について審査いたしました。

審査の結果、3議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告といたします。

◎議第53号及び議第54号並びに議第56号について（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第53号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第54号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第56号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第56号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第7号について

○議長（中島達也君）

追加日程第2、報第7号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第38、議第55号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第23号）、日程第40、議第57号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第1号）、日程第41、議第58号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

本日の議会最終日に追加上程された議第55号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第23号）、議第57号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第1号）、議第58号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）について委員長報告を申し上げます。

本日13時より予算特別委員会を庁舎3階の第1会議室において審査しました。審査結果は全て全会一致で可決すべきものと決しました。

議第55号の補正予算は、コロナ対策に係る補正で、今年度のワクチン接種対象者が医師、看護師となったことの減額と、時短営業協力金の増額の補正です。

議第57号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第1号）については、4月から始まるワクチン接種に係る経費と小・中学校への非接触型赤外線体温計や空気清浄機の配備、中小事業者一時支援金給付事業として市単独の上乗せや対象外事業者への給付などが盛り込まれています。

議第58号は、市立金山病院へPCR検査機器2台導入に係る予算でありました。

以上、活発な質疑があったことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

◎議第55号及び議第57号並びに議第58号について（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第55号 令和2年度下呂市一般会計補正予算(第23号)、委員長の報告は可決であります。
委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第55号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第57号 令和3年度下呂市一般会計補正予算(第1号)、委員長の報告は可決であります。
委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第57号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第58号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算(第1号)、委員長の報告は可決
あります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第58号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第1号について(議案説明・質疑・討論・採決)

○議長(中島達也君)

日程第42、委員会提出議案第1号 下呂市議会基本条例についてを議題といたします。

委員会提出議案第1号について趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 田中副武君。

○議会改革特別委員長(田中副武君)

ただいま日程第42で上程させていただきました委員会提出議案第1号 下呂市議会基本条例に

ついてにつきまして趣旨説明をさせていただきます。

委員会提出議案の1ページを御覧ください。

委員会提出議案第1号 下呂市議会基本条例について。

下呂市議会基本条例を別紙のとおり定める。令和3年3月22日提出。議会改革特別委員会委員長 田中副武。

提案理由でございます。議会及び議員の責務、役割及び活動原則を明らかにし、市長との関係、市民との関係、その他議会の基本となる事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上及び当市の発展に寄与するため、新たに条例を制定するものでございます。

まず、この条例の制定背景について、資料2ページの中段にあります前文を朗読する形で御説明させていただきます。

地方分権の進展により、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、議会が果たすべき責任及び役割がさらに重要となってきています。

こうした中で、議会が市民福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を目指し活動していくためには、主権者である市民から直接選挙で選ばれ、その意思を代表する議事機関であることを認識し、公平で公正な議会運営を図り、開かれた議会として議会活動への市民参加や市民との意見交換をより一層推進するとともに、さらに市民の負託に応えられる議会として議員間の討議を重ね、市民の意見を反映した政策立案や提言を行っていかねばなりません。

よって、議会及び議員は、市民一人一人の信頼と協力を得ながら、日本国憲法と地方自治法の下での二代表制による適切な議会運営に努め、市民福祉の向上及び下呂市の発展に寄与するため、下呂市議会の最高規範としてここに「下呂市議会基本条例」を制定するものでございます。

以降は、条例要綱にて説明いたしますので、8ページを御覧いただきます。

下呂市議会基本条例要綱。

制定理由。こちらは今ほどの説明と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

概要。本文の主な概要につきまして申し上げます。

1. 総則。条例制定の目的と、市民を代表する議事機関としての役割を明記します。第1条、第2条関係です。

2. 議会及び議員の活動原則。議会及び議員は、市民主権による活動を積極的に行うものとし、その責務を果たすために必要となる原則を定めます。第3条、第4条関係です。

市民と議会の関係。市民に開かれ市民参加を促進する市民と歩む議会を実現するための具体的な取組について定めます。第5条、第6条、第7条関係です。

市長等と議会の関係。執行機関と政策形成をする議会を実現するための具体的な取組について定めます。第8条、第9条、第10条、第11条関係でございます。

5. 委員会等の活動。議員間討議を重視する議会を実現するための具体的な取組について定める。第12条関係です。

政務活動費。政務活動費の有効活用について定めます。第13条関係です。

7. 議会の機能強化。議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上、円滑な効率的な議会活動のための具体的な取組について定めます。第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条関係でございます。

8. 議員の政治倫理、定数及び報酬。議員の倫理的義務と議員定数及び議員報酬の在り方について定めます。第21条、第22条、第23条関係です。

9. 災害時の対応。災害が発生した場合における議会の行動基準について定めます。第24条関係です。

最高規範性及び見直し手続。議会の最高規範である議会基本条例の趣旨を尊重すること、この条例の施行の状況について検証を行い、その結果に基づき、必要に応じ見直しを行うことを定めます。第25条、第26条関係です。

11. この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則関係です。

以上が提出条例案の概要でございます。詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりでございます。

この条例の制定に関しまして、少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

下呂市議会では、平成22年5月に議会改革特別委員会を設置したのを契機として、これまでケーブルテレビでの議会中継、インターネットでの録画配信など、議会情報の発信や市民の皆様との意見交換会、各種団体との懇談会の開催など、身近で開かれた議会となるよう様々な取組を行ってまいりました。その一環として、さらなる議会改革の取組を実践していく決意を市民の皆様にお示しすることになる議会基本条例の制定に向けた検討も進めてまいりました。

議会基本条例の策定過程としましては、先進事例の調査や講師を招聘しての研修会の開催など、議会として条例制定の趣旨を認識するための活動を行いながら、議会改革特別委員会での具体的な策定作業を積み重ねてまいりました。昨年8月にはたたき台となる委員会としての条例案を作成し、その後議員全員協議会での提案と意見聴取、また市民の皆様から条例案に対する意見を求めるパブリックコメントの実施も行っていました。そこで寄せられた意見を反映した最終的な条例案を策定し、今月16日議会全員協議会において議会への条例案提出に当たって、基本的な合意に至ったものでございます。そういった中、本日議会基本条例案の提出によりやくたどり着いたことにつきまして、条例案策定に関わらせていただいた議員の一人としてとても感慨深いものがあります。

ただし、条例制定がゴールではありません。下呂市議会の大きな変革の第一歩と考えております。今後、私たち議員がこの議会基本条例を遵守し、そして力を結集し、議会改革に取り組むならば、必ずや市政の発展につながるものと確信しています。議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解していただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。市民の皆様におかれましても、より一層の御理解と協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

趣旨説明は以上でございます。最後になりますが、議会改革特別委員会委員の皆さんと議会事務局の皆さんにこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。御審議

のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

委員会提出議案第1号 下呂市議会基本条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、委員会提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第43、委員会提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への更なる支援を求める意見書を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 伊藤巖悟君。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（伊藤巖悟君）

議会委員会提出議案の11ページをお開きいただきたいと思います。

委員会提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への更なる支援を求める意見書。

本市議会は、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。令和3年3月22日提出。提出者、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 伊藤巖悟。

提案理由。新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等へのさらなる支援を求

めるためでございます。

それでは、案文を読み上げまして、趣旨理由といたしたいと思っておりますので、12ページのほうをお開きください。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への更なる支援を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症は、終息のめどが立たず、地域経済は深刻かつ重大な危機に陥る中で、緊急事態宣言の発出により人の動きが制約され、ますます地域経済は成り立たなくなっている。

内閣府が公表する2020年四半期GDP速報値の民間消費支出及び家計消費支出は、1から3月期を除く期間で統計開始以来の大幅なマイナスに転じ、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災のマイナス値を大きく上回り、戦後最大の経済苦境が全国を襲っている。また、今年1月で完全失業者数は197万人、完全失業率は2.9%に上り、近年では高水準になっている。

本市は、観光関連産業に携わる就労者の割合が全体の6割以上を占め、市内経済の大半が観光消費額による波及効果で成り立っている地域である。2度目の緊急事態宣言の発出以降、観光客は言うまでもなく地域住民も外出自粛となり、飲食店をはじめ多くの事業者が厳しい状況に追い込まれ、壊滅的打撃を被っている事業者も少なくない。加えて、現在までに事業継続のためにやむを得ず多額の借入れをしている事業者も多数存在しており、返済の見通しが立っていないのが現状である。

国は、昨年4月の緊急事態宣言発出時に持続化給付金、雇用調整助成金、特別定額給付金、家賃支援給付金などの実施や拡充を行ったが、2度目の緊急事態宣言が発出され、再度の持続化給付金等がなければ地域経済の疲弊に歯止めがかからない状況になっている。

よって、国におかれては、地域経済の存続と個人所得の減少を補うため、事業の継続・再起及び家計へのさらなる支援を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日。岐阜県下呂市議会議長 中島達也、衆議院議長 大島理森、参議院議長 山東昭子、内閣総理大臣 菅義偉、内閣官房長官 加藤勝信、総務大臣 武田良太、財務大臣 麻生太郎、経済産業大臣 梶山弘志、経済再生担当大臣 西村康稔、厚生労働大臣 田村憲久殿。

以上でございます。賛同していただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

委員会提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への更なる支援を求める意見書、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、委員会提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎報第4号について（報告・質疑）

○議長（中島達也君）

日程第44、報第4号 特別委員会報告を議題といたします。

決算特別委員会より、委員会報告を行いたいとの申出がありますので、これを許可いたします。

決算特別委員会委員長 中島ゆき子さん。

○決算特別委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和3年3月16日午前9時30分から下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか担当部の出席をいただき、決算特別委員会を開催しました。

昨年9月に開催された令和2年第5回下呂市議会定例会において、当委員会に付託され、認定しないものと決した令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算について、現金の着服や不正支出による不正経理がなかった場合を想定した決算額が確定した時点で報告を受けることとしておりました。このため、委員会では、担当部より平成23年度からの9年間の不正期間における収入、支出の見直しや、被害額との差額などを修正した決算内容の説明がありました。

また、この決算の見直しにより、消費税の修正申告が必要となることから、今後この消費税が確定次第、令和3年度の補正予算で対応していきたいとの報告を受けました。

決算特別委員会は、令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算をはじめ、平成23年度からの9年間の見直された決算書が提出されましたので、継続調査としておりましたが、これをもって審査を終了することといたします。

以上で、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

以上で報第4号 特別委員会報告を終わります。

◎報第5号について（報告・質疑）

○議長（中島達也君）

日程第45、報第5号 特別委員会報告を議題といたします。

下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会より委員会報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会委員長 鷲見昌己君。

なお、資料配付が求められておりますので許可し、ただいまから配付いたします。

[資料配付]

○下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員長（鷲見昌己君）

委員長報告させていただきます。

合掌村での事件のような問題を二度と起こさないというのは、市民の皆さん、執行部、議会、全ての共通の思いだと思います。そのため、下呂市議会では昨年9月に下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会を設置し、市監査委員による特別監査、また市の内部調査の結果に係る報告内容を検証するとともに、必要に応じ担当部局等からの聞き取り調査を行い、併せて再発防止対策に係る調査検討と市に対する提言を行うことを目的に、先ほど配付しました資料のとおり、現在までに9回の委員会を開催してまいりました。

事件の概要。今回の事件は、新型コロナウイルス対策における資金繰り作業をしている際に発覚しました。犯行行為の手口及び被害額は大きく分けて3通りで、①入場料、売店・飲食店の売上金の着服1億3,422万90円、②正規口座以外への不正な支払い1億2,738万2,499円、③切手代釣銭の着服367万316円で、総額2億6,527万2,905円であることを確認しました。うち、証拠が保全されている不正な支払い1億2,738万2,499円については刑事告訴されました。なお、着服された総額の2億6,527万2,905円については、民事訴訟がなされています。

特別監査及び調査の検証について。初めに監査委員から提出された資料、特別監査結果報告書と合掌村から提出していただいた資料等を精査し、着服された金額が正しいことを確認しました。また、刑事告訴を行った際、事件を穏便に収めようとしていないか、警察に提出された資料等を確認し、真相解明に努められていることを確認しました。

不正な支出については、会計課に企業会計システムがないため、会計管理者が管理を行うことができない状況となっていると監査結果で指摘され、その後、会計課と所管部署の観光商工部に企業会計システムの端末が設置され、納入通知書、支払い命令書、振込データの照合が行われる

ように改善されたことを確認しました。

売上金の着服では、納入通知書に金額を記載し、金庫に保管されていましたが、処理後に納入通知書を改ざんし、売上金を着服していたことを確認し、納入通知書の改善、金庫管理の徹底を提言しました。その結果、納入通知書は通し番号が記されたものに改善され、金庫には新たに開閉履歴の分かる警備システムが設置されました。

また、入場券はその都度発券し、通し番号で入場者数の確認ができるように、縁日の売上金は受領時に金額確認と受け取り署名がされるよう改善されました。切手代、釣銭の着服では、市の規定と異なる業務が慣例的に行われていたことが原因であることを確認し、改善を提言しました。その後、市の規定に合わせた業務に改善されました。

例月現金出納検査及び決算審査では、予算残高等が改ざんされた資料で検査が行われていました。その際、預金残高の確認には通帳のコピーが使用され、検査資料でつじつまを合わせることができない場合は通帳コピーを改ざんし、添付していたことを確認しました。その後の例月現金出納検査及び決算審査においては、普通預金通帳の原本、預金残高証明書で照合するよう改善が行われました。

不正な支払いは建設工事支払いで行われていたことから、無作為に6件抽出し確認を行った結果、市の契約関係統一事項と異なり、契約システムが利用されず、随意契約が多くなされていること、また指名業者に登録されていない業者への発注も確認し、不正支出を行いやすい業務管理であることを確認し、改善を提言しました。その結果、今後、今の契約システムを全て利用し、一定規模の工事発注は建設課から行うことに改善されました。

原因として、市の規定と異なる業務体制が慣例的に行われていたこと、担当職員1人に行わせ、信用し、任せっきりとなっていたこと、組織的なチェック体制が機能していなかったこと、定期的な人事異動がなされていなかったこと、特別会計であるがゆえに、市の会計手続と異なっていたこと、今後は再発防止策、使途不明金回収についての協議を行い、委員会からの提言書をまとめていきます。

最後になりますが、平成23年度以降の合掌村事業会計を決算審議し、認定してきた議会の責任も重く、この不正を見抜くことができなかったことを真摯に受け止めております。今後、慎重な議会審議に努めるとともに、再発防止の提言等に向け、取り組んでまいります。以上で委員長報告とさせていただきます。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

以上で報第5号 特別委員会報告を終わります。

◎議員派遣について

○議長（中島達也君）

日程第46、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（中島達也君）

日程第47、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

令和3年第2回下呂市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和3年度当初予算をはじめ、今回提案させていただきました全議案、可決承認いただきましたことをまずもって御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響がまだまだ見通せない状況ではありますが、当面は4月から予定されますワクチン接種が安全かつ円滑に行われますよう、市役所一丸となって取り組んでまいりますとともに、新型コロナウイルス感染のリバウンドが抑え込まれた後の社会経済活動への取組も鋭意進めてまいります。そして、今後とも情熱と誠実さを持って、いつまでも持続可能なわくわく下呂市の創造に向けて全力を傾注してまいりますとともに、本日下呂市議会基本条例が議決されたことに鑑み、二元代表制の下、下呂市の発展に向け、議会との連携をさらに深めてまいり所存でありますので、議員の皆様方のさらなる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島達也君）

これもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和3年第2回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時16分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月22日

議 長 中 島 達 也

署名議員 9番 今 井 政 良

署名議員 10番 伊 藤 巖 悟